明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　一
〔告　示〕
○健康増進法施行令第七条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部を改正する件（消費者庁五）　五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働二六八）　六
○北大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通九六〇）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人国立高等専門学校機構令和四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百九十五号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第七項、第十九条の五第一項、第十九条の八、第十九条の二十二第二項及び第四項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第九条、第十四条第一項、第二十八条第二項及び第二十九条第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信